

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和8年3月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①第1号、第2号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出に関する事務 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証及び負担割合証交付、再交付申請等の申請に関する事務 ③住所地特例施設に入所または入居中の者の届出に関する事務 ④保険料賦課、決定及び変更並びに納入にかかる通知、特別徴収にかかる通知に関する事務 ⑤保険料の各種減免の申請及び通知、徴収猶予等の申請及び通知に関する事務 ⑥保険料滞納者及び第2号被保険者で医療保険料滞納者に対する給付制限にかかる通知に関する事務 ⑦要支援、要介護認定等の申請、医療被保険者資格の確認、認定結果等の通知に関する事務 ⑧居宅サービス計画作成依頼（変更）、介護予防サービス計画作成依頼（変更）の届出に関する事務 ⑨居宅介護（介護予防）福祉用具購入費、住宅改修費の支給申請及び決定通知に関する事務 ⑩高額介護（介護予防）サービス費及び高額医療合算介護（合算予防）サービス費の申請及び決定通知に関する事務 ⑪特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給申請及び限度額認定証の交付申請並びに決定通知に関する事務 ⑫介護保険利用者負担額の各種減額・免除の申請及び通知に関する事務 ⑬特例居宅介護（介護予防）サービス費等の支給申請及び決定通知に関する事務 ⑭その他介護保険サービス給付に関する事務 ⑮受給者異動情報各種データの作成・伝送に関する事務 ⑯公金受取口座情報を利用した給付及び保険料等の還付に関する事務 ⑰地域支援事業に関する事務</p> <p>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。</p> <p>⑱介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務</p> <p>・北茨城市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して北茨城市が登録した情報の確認等を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、申請管理システム、介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項、別表 第100項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項目</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 131、132の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高齢福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢福祉課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和8年3月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和8年3月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い実施し、システム入力時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、業務担当者以外がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、書類保管庫への施錠をするなど、目的外の入手が行われるリスクの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 	事後	法律名称修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、93、94、95の各項	<p>【情報提供の根拠】</p> 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95の各項	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年1月29日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和39年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95の各項	<p>【情報提供の根拠】</p> 番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117の各項	事後	法令上根拠修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年1月29日時点	令和3年1月25日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年6月1日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、申請管理システム	事前	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和3年1月25日時点	令和5年1月25日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月25日 時点	令和7年2月17日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年2月17日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	Ⅳリスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分	なし	2) 十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和7年10月31日	Ⅳリスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	申請者からマイナンバーが得られない場合に住基ネット照会を行うが、その際は、4情報による照会を原則としている。また、特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和7年10月31日	Ⅳリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和7年10月31日	Ⅳリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	2) 十分である	事後	新様式への変更に伴う追加項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	介護保険システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、業務担当者以外がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。また、書類保管庫への施錠をするなど、目的外の入手が行われるリストの対策を講じている。	事後	新様式への変更に伴う追加項目
令和8年3月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	介護保険に関する事務	事後	標準化準拠システム移行に伴う記載内容変更
令和8年3月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。</p> <p>①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。</p> <p>②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。</p> <p>③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。</p> <p>④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。</p> <p>⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。</p> <p>⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座、コンビニ)ができるように環境整備をしている。</p> <p>⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。</p> <p>⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。</p>	<p>介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①第1号、第2号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出に関する事務</p> <p>②第1号、第2号被保険者の被保険者証及び負担割合証交付、再交付申請等の申請に関する事務</p> <p>③住所地特例施設に入所または入居中の者の届出に関する事務</p> <p>④保険料賦課、決定及び変更並びに納入にかかる通知、特別徴収にかかる通知に関する事務</p> <p>⑤保険料の各種減免の申請及び通知、徴収猶予等の申請及び通知に関する事務</p> <p>⑥保険料滞納者及び第2号被保険者で医療保険料滞納者に対する給付制限にかかる通知に関する事務</p> <p>⑦要支援、要介護認定等の申請、医療被保険者資格の確認、認定結果等の通知に関する事務</p> <p>⑧居宅サービス計画作成依頼(変更)、介護予防サービス計画作成依頼(変更)の届出に関する事務</p>	事後	記載内容変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		<p>⑨居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、住宅改修費の支給申請及び決定通知に関する事務</p> <p>⑩高額介護(介護予防)サービス費及び高額医療合算介護(合算予防)サービス費の申請及び決定通知に関する事務</p> <p>⑪特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給申請及び限度額認定証の交付申請並びに決定通知に関する事務</p> <p>⑫介護保険利用者負担額の各種減額・免除の申請及び通知に関する事務</p> <p>⑬特例居宅介護(介護予防)サービス費等の支給申請及び決定通知に関する事務</p> <p>⑭その他介護保険サービス給付に関する事務</p> <p>⑮受給者異動情報各種データの作成・伝送に関する事務</p>	事後	記載内容変更
令和8年3月16日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		<p>⑯公金受取口座情報を利用した給付及び保険料等の還付に関する事務</p> <p>⑰地域支援事業に関する事務</p> <p>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。</p> <p>⑱介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務</p> <p>・北茨城市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して北茨城市が登録した情報の確認等を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。</p>	事後	記載内容変更
令和8年3月16日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、申請管理システム	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、統合宛名システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、申請管理システム、介護情報基盤	事後	標準化準拠システム移行に伴う追加項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項、別表第一 第68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項、別表 第100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第19条6号 	事後	法令上根拠修正、追加
令和8年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、6、7、10、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2の各項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二 第93、94の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46、47の各項 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項目 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 131、132の項 	事後	法令上根拠修正
令和8年3月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年2月17日時点	令和8年3月16日時点	事後	時点修正
令和8年3月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年2月17日時点	令和8年3月16日時点	事後	時点修正
令和8年3月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合に住基ネット照会を行うが、その際は、4情報による照会を原則としている。また、特定個人情報を取り扱う際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い実施し、システム入力時など特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場面においては、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	記載内容変更